

所管部課		健幸いきいき部 保険年金課		部長	川口 莊一	
件名		令和5年度の国民健康保険税の税率等の改定（案）について				
		区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項	
関係事項	条 例					
	規 則					
	部 課					
	機 関					
1. 要 旨						
(1) 趣旨						
<p>令和5年度の国民健康保険事業費納付金額等が算定された。この納付金の支払いには、保険税を充てることとされており、国民健康保険税の財政健全化計画に基づき、令和5年度の国民健康保険税の税率等について、改定が必要となった。この度、国民健康保険税の税率等の改定案を作成したことから、令和5年1月20日（金）開催予定の市議会議員全員協議会に提案し、説明を行うものである。</p>						
(2) 主な改定内容						
<p>令和5年度の国民健康保険事業費納付金等を基に、令和5年度の国民健康保険税の税率等を改定する。</p>						
① 令和5年度納付金本算定額						
2,686,939,517 円（令和4年度納付金本算定額より、約9,700万円の増額）						
② 一人当たり保険税改定率						
5.52%（令和4年度と同率）						
③ 保険税負担抑制策						
<p>基金を積極的に活用し、保険税収の補填、コロナ減免、多子世帯軽減を継続させる。また、生活困窮者に対する保険税減免や一部負担金の徴収猶予・減免施策を拡充する。</p>						
(3) 影響及び効果						
<p>国民健康保険の財政健全化が進み、国民健康保険制度の安定的な運営が図られる。</p>						
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）						
令和4年12月26日 国から東京都に確定係数が通知される。						
令和5年 1月13日 東京都から市区町村に確定係数を基にした国民健康保険事業費納付金等の算定結果が通知される。						
令和5年 1月17日 市長から国民健康保険運営協議会に「東大和市国民健康保険税の税率等の改定について」を諮問（予定）						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>令和5年度は国保財政健全化計画の最終年度である。</p>						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議終了後、東大和市議会議員全員協議会への議題提出について事務を進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。